

第2次栗東市子ども読書活動推進計画

平成27年3月

栗東市

第2次栗東市子ども読書活動推進計画目次

第1章 はじめに

- 1 子どもの読書活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 子どもの読書活動の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 栗東市子ども読書活動推進計画策定の経緯・・・・・・・・・・ 2
- 4 第1次計画から見た成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 4

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の基本方針
- 4 計画の期間

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

- 1 乳幼児期における推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 幼稚園・保育園・幼稚園における推進・・・・・・・・・・ 6
- 3 小学校・中学校における推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 地域における推進
 - (1) 地域子育て支援センター及び児童館における推進・・・・・・ 9
 - (2) ひだまりの家における推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (3) その他の地域における推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 市立図書館における推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 6 推進体制と進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 7 予算上の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 8 啓発、広報などの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第4章 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

添付資料 子どもの発達段階に応じた読書活動推進のための取組一覧

・・・・・・・・ 18・19

第1章 はじめに

1 子どもの読書活動の意義

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるうえで欠くことのできないものです。

特に、子どもにとって、読書は、知的・精神的・情緒的な発達に欠くことのできない役割を果たします。読書によって子どもは想像力を養い、言葉を学び、言葉の大切さに気付き、思考力や表現力を高め、総合的な判断力を身につけるとともに、豊かな感性と創造力を育むことができます。

読書の習慣は、幼いころから本を読んでもらう楽しみを経て、感動する本に出会い、自分で読むことの喜びを知り、それぞれの興味や能力に応じて、自由に読書することによって形成されます。そうして、自分の意思で本を選び、読むことが自立への一歩となります。

しかしながら、読書の習慣は多くの場合、自然に身につくものではありません。そのため、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深められるような環境を整備することが重要です。

このような中で前回の計画からの現状と課題を踏まえ、第2次栗東市子ども読書活動推進計画を策定しました。

2 子どもの読書活動の現状

テレビの多チャンネル化、コンピュータゲーム、インターネット、携帯電話やスマートフォンなどの急激な発達や普及は、子どもの生活環境を大きく変化させています。こうした社会の変化は子どもの読書に大きな影響を与え、子どもが本に興味を持ち、本に親しむ機会を妨げる大きな一因となっています。情報が容易に入手できる状況にある反面、本を読むことが少なくなることによって、子どもの言葉が乏しくなり、想像する力や自分を表現する力が弱くなるおそれがあります。特に、中学生になるほど本を読まない子どもの割合が高くなっていますが、これは読書が楽しいという意識や読書の習慣が身につけていないことが、理由の一つであると考えられます。このことから、本を読む楽しさを知り読書する習慣を身に付けていくことが重要であるといえます。

3 栗東市子ども読書活動推進計画策定の経緯

○国の動き

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「同法」という。）が公布され、子どもの読書活動が積極的に推進されることになりました。また、同法第8条に基づいて、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。計画は、おおむね5年ごとに検証され、現在、平成25年5月に第3次計画が策定され、以後5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策が明らかにされています。

○県の動き

平成17年2月に、同法第9条第1項の規定により「滋賀県子ども読書活動推進計画」が、また平成26年中には「第3次滋賀県子ども読書活動推進計画」が策定されます。この計画は、県内自治体が子どもの読書活動に関する施策についての計画を策定する際の基本として位置づけられています。

○市の取組

本市においても、同法第9条第2項の規定に基づいて、県の「滋賀県子ども読書活動推進計画」を基本に、平成20年3月に「栗東市子ども読書活動推進計画」（以下、「第1次計画」という）を策定し、子どもの読書活動推進のための施策を進めてきました。この度、第1次計画での成果や課題及び国、県の最新の計画を踏まえて、すべての子どもが楽しく読書ができる環境づくりを目的として、「第2次栗東市子ども読書活動推進計画」を策定します。

4 第1次計画から見た成果と課題

子どもの成長にあわせて、身近なところで読み聞かせなど本に親しむ環境づくりが重要です。本市では、現在まで乳幼児健診時の絵本の紹介や読み聞かせの大切さの啓発、幼保園においては全園で読み聞かせの実施や職員研修、また小中学校では全校一斉の読書活動などを通じて、読書意欲の向上に努めてきました。市立図書館では、児童文庫の開設や児童コーナーの配架の見直しにより、利用しやすい環境づくりに努めると共に、ボランティアや職員による読み聞かせを実施してきました。

その結果、第1次計画の指標である1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合は、第1次計画の基準年(平成19年度)からは減少の傾向にあります。しかし、県や全国の平均値と比較すると、特に中学生の1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合が高くなっています。

第1次計画の指標の推移

1. 1ヶ月間に1冊も本を読まなかった小学生（4～6年生）の割合

栗東市達成目標 0%

平成21年度 4.8% (滋賀県 4.0%・全国 5.0%)

平成22年度 6.1% (滋賀県 3.5%・全国 6.2%)

平成23年度 4.0% (滋賀県 3.6%・全国 6.2%)

平成24年度 4.4% (滋賀県 3.5%・全国 4.5%)

平成25年度 5.2% (滋賀県 3.1%・全国 5.3%)

2. 1ヶ月間に1冊も本を読まなかった中学生の割合

栗東市達成目標 20.0%

平成21年度 40.8% (滋賀県 20.4%・全国 14.7%)

平成22年度 55.6% (滋賀県 18.9%・全国 12.7%)

平成23年度 55.7% (滋賀県 16.7%・全国 16.2%)

平成24年度 45.2% (滋賀県 17.2%・全国 16.4%)

平成25年度 52.4% (滋賀県 15.9%・全国 16.9%)

指標から見る課題

市内の児童生徒が1ヶ月間に1冊も本を読まなかった割合は、年度によって変化はあるものの、県下と比較して高い割合を示しています。このようなことから子どもが読書を習慣付けられるよう、家庭での読書の普及啓発、学校園での読書活動の推進や学校図書館等の環境整備、地域でのボランティア団体との連携、本との出会いの場の提供、情報の共有等が必要です。

第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 計画の目的

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動ができるよう、環境整備を積極的に推進することを基本理念として、第1次計画の成果と課題を踏まえ、さらなる子どもの読書活動推進をめざして総合的かつ計画的な推進を図るために定めます。

2 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて作成した計画で、県の直近の子どもの読書活動推進計画を基本とし、本市の子どもの読書活動を推進するための考え方や取組などを示したものです。

3 計画の基本方針

読書に親しむことは、子どもの発達段階にあって豊かな感性と創造力を培い多くの本と出会うことで、言葉や知識を得たり、自らが知らない世界に想像を膨らませ自らの考えと向き合うなど、自己を形成していくうえで重要な機会です。そのような機会を、子どもの身近に存在する環境として整備するため、引き続き第2次計画においても、以下の基本方針をもとに推進していきます。

- 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- 家庭・地域・学校園を通じた社会全体での取組みの推進
- 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

4 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から概ね5か年とします。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

1 乳幼児期における推進

【第1次計画での成果と課題】

ア 絵本との出会いの啓発

家庭の中で、子どもの成長に合わせて読み聞かせをしたり、一緒に絵本を読んだりすることは、子どもの言葉の発達や心の発達につながりとても大切なことであり、親子のふれあいの場にもなります。その重要性を保護者に認識していただくため、乳幼児健診等の場を利用して理解、啓発に努めてきました。

乳幼児期は、人への信頼感や基本的な生活習慣を身につける大切な時期で、絵本とのふれあいから読書活動の基礎を築く時期でもあります。

しかしながら、生活環境や家庭環境の変化が、本に親しむ機会を妨げている一因となり、親子がふれあいながら絵本に親しむ環境の充実に努めることが課題です。

イ 絵本に親しむ環境の整備

保護者自身も日頃から本に親しみながら子どもに話し、子どもが自ら興味や関心を持った絵本等を手にしたり、読んだりできる環境を整えるとともに家族の絆を育むことが望まれます。

【第2次計画での取組】

ア 絵本との出会いの啓発

乳児期からの絵本との出会いを大切にするため、乳幼児健診、乳幼児健康相談、育児訪問等の場を活用し、読み聞かせの必要性を伝えます。

絵本ガイドブックの配布とともに、自立心の芽生えを保護者に理解していただきながら、絵本の持つ情緒を育てる力を啓発します。

イ 絵本に親しむ環境の整備

保護者と乳幼児が共に本に親しむような環境をつくるため、保健センター内の絵本コーナーを充実するとともに、地域子育て支援センター等での事業を紹介し、絵本に親しむ機会を保護者へ働きかけます。

2 幼児園・保育園・幼稚園における推進

【第1次計画での成果と課題】

ア 幼児園・保育園・幼稚園の読書環境の整備・充実

すべての園において一日一話の読み聞かせを実施し、日常的に絵本に親しめる環境作りに努めてきました。いろいろな絵本との出会いにより、絵本に親しみをもち、読んでもらうことを楽しんだり、自分の経験と結びつけ、想像力を膨らませながら遊びの中に取り入れたりし、豊かな感性を育む上でとても大切なものとなっています。

今後、子どもたちが絵本に興味を示すような展示の工夫や、すべての子どもに、魅力のある絵本と出会う機会を創出するための図書の整備・充実が課題です。

イ 人材の充実

読み聞かせの技術や知識が得られるよう、研修会には積極的に参加しています。また、園内の研修等にも絵本に関する内容に取り組み、保育の中で、絵本をどのように取り入れていくか等検討をし、保育者の専門的知識の向上に努めています。今後も保育者の読書活動に関する専門性の向上に努めていきます。

ウ 家庭や地域への読書活動啓発

園の絵本の貸し出しを行い、絵本を通して保護者と子どもとの関わりの機会を作ったり、おたよりなどで保護者の愛情を感じながら読み聞かせをすることが読書に親しむ最初の一步であることを伝えたりしています。読み聞かせを大切にす保護者は増えていますが、読み聞かせの時間にも大きく差があり、すべての保護者に周知していくということが課題です。

【第2次計画での取組】

ア 幼児園・保育園・幼稚園の読書環境の整備・充実

- ・ 保育計画に位置づけ、計画的に読書活動をすすめます。
- ・ 発達段階に応じた絵本の読み聞かせを推進します。
- ・ 季節や子どもの興味にあった絵本の展示や、落ち着いて絵本が読める場の工夫など絵本コーナーを充実させます。
- ・ 図書館・ひだまりの家の司書、ボランティア団体等と連携したおはなし会等を開催し、絵本に親しむ機会を増やしていきます。

イ 人材の充実

- ・ 絵本に関する研修の機会に積極的に参加し、読書活動に対する保育者の専門的知識と技術の向上を図ります。

- ・ 図書館・ひだまりの家司書等と連携し、児童書の内容・出版傾向や子ども文化の変遷などを学びながら、保育者の指導力と意識の向上を図ります。

ウ 家庭や地域への読書活動啓発

- ・ 読み聞かせの大切さや意義を伝えていく取り組みを充実します。
- ・ 子どもの発達にあった絵本の紹介や、親子で参加できる「おはなし会」を実施します。
- ・ 絵本の紹介や図書館等で行われるおはなし会などの情報提供を行い、読書推進への積極的な働きかけを行います。
- ・ 未就園児親子対象事業実施時の絵本の読み聞かせを推進します。

3 小学校・中学校における推進

【第1次計画での成果と課題】

ア 読書指導の充実

市内全ての小中学校において、朝の読書活動などの「全校一斉の読書活動」に積極的に取り組んだり、各教科等における学習活動において学校図書館（室）を活用したりすることを通して、読書意欲の向上に努めてきました。

しかし、中学校においては、1ヶ月間に1冊も本を読まない子どもの割合は県平均よりも依然高い状況にあります。

今後も子どもたちの読書への興味・関心を広げ、多様な読書活動を推進することができるよう、読書習慣の定着に努めることが課題です。

イ 学校図書館（室）の整備・充実

各校の学校図書館（室）では、子どもたちの豊かな読書経験の機会を充実するために、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館（室）資料の整備・充実に努めています。しかし、学校図書館図書標準による蔵書数の達成率は、小学校では平成24年度末で約54.9%、中学校では約68.6%であり、依然として低い状況にあります。

また、コンピュータによる総合的な蔵書管理システム等、学校図書館（室）の情報化を進めることも課題です。

ウ 校内体制の充実

各校の学校図書館（室）は、各教科の調べ学習や休み時間の自由読書等で利用されています。また、学校図書館（室）の運営にあたっては、各校に配置された司書教諭が中心となって充実を図っています。しかし、多くが学級担任との兼務であり、十分な役割を果たすことが難しい状況が続いています。

司書教諭の校務分掌上の配慮だけでなく、平成26年6月に改正された学校図書館法第6条「専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。」に則り、学校図書館サービスの改善・充実を図ることが必要です。

エ 家庭・地域との連携

多くの学校において、PTAや地域のボランティアとの連携により、読み聞かせや本の整理等、読書活動の推進に努めています。また、市立図書館と連携したブックトークや読み聞かせ等の実施により、多様な読書活動が展開されるよう努めています。

今後、保護者と共に家庭で読書をする機会を大切にしてもらえよう呼びかけたり、子どもの読書活動についての理解を促す学習機会を提供したりしながら家庭や地域と連携した読書活動の充実を図ります。

【第2次計画での取組】

ア 読書指導の充実

- ・ 朝の読書活動など「全校一斉の読書活動」の継続・充実に努めます。
- ・ 子どもたちの豊かな読書経験の機会を充実するため、読み聞かせ、ブックトーク等、多様な読書活動を実施していきます。
- ・ 児童生徒相互の図書紹介等、様々な分野の図書に触れる機会の充実に努めます。
- ・ 「子ども読書の日」や「読書感想文コンクール」の取組を市内で交流し、主体的な取り組みや活動の充実を図ります。

イ 学校図書館（室）の整備・充実

- ・ 各教科や総合的な学習の時間等の調べ学習において、学校図書館（室）が学習情報センターとしての機能を果たすため、図書資料等の整備・充実に取り組みます。
- ・ 推薦図書コーナーの設置等、児童生徒が読んでみたくなる学校図書館（室）の環境づくりを進めます。
- ・ コンピュータによる総合的な蔵書管理システム等、学校図書館の情報化の推進に努めます。

ウ 学校体制の充実

- ・ 各教科の年間指導計画に学校図書館（室）の活用や読書活動を位置づけ、計画的・継続的な読書指導を実施します。
- ・ 各校に配置している司書教諭が読書活動の推進に十分な役割を果たすことが

できるよう、教職員の協力体制を確立します。

- ・ 学校司書の配置にかかる県への要望を含め、学校図書館（室）の運営にあたる人員の配置を検討します。

エ 家庭・地域との連携

- ・ 朝の読書活動時の読み聞かせや本の整理等において、PTAや地域のボランティアとの連携を推進していきます。
- ・ 保護者が子どもと一しょに読書をしたり、本の感想を話し合ったりするような家庭での取組の推進・啓発に努めます。

4 地域における推進

(1) 地域子育て支援センター及び児童館における推進

【第1次計画での成果と課題】

ア 読書スペースの確保・図書の貸出

子どもたちが気軽に本にふれ、本に対する興味を高められるように、書架整理に取り組み、近隣に市立図書館がある2館（治田東児童館、大宝東児童館）を除く児童館で本の貸し出しを行っています。今後、利用者が読みたいときにすぐ読めるように、貸し出しを検討する必要があります。

イ 読書活動を推進する働きかけ

支援センターだよりを通じて子育て家庭へ絵本の紹介と読み聞かせを啓発しました。また子育てサークル活動や日々の活動の中で、乳幼児を対象に絵本の読み聞かせを行ったことにより、子どもたちは読み聞かせ活動を楽しみにする姿が見受けられ、絵本に集中し、読書（絵本）の楽しさを味わうことができました。

しかし、人数が多いときには、絵本が小さすぎて見にくいこともあるため、絵本の読み聞かせの方法を検討する必要があります。

ウ ボランティア交流の充実

子育てサークルの活動の中に読み聞かせを取り入れていくことができ、参加した親子からは「楽しかった」という声を聞いています。

【第2次計画での取組】

ア 読書スペースの確保・図書の貸出

- ・ 子どもたちが気軽に本にふれ、本に対する興味を高められるように、わかりやすい書架整理や展示に取り組みます。
- ・ 本の貸し出しを行うことで、家庭での読書の機会を提供し、読書への関心を高め、親子でのふれあいにつながるようにします。

イ 読書活動を推進する働きかけ

- ・ 乳幼児の子どもや保護者を対象として、読書に対する興味につながるようにおはなし会など本の読み聞かせを実施します。
- ・ 大型絵本を活用するなど、多くの子どもたちが一緒になって絵本に興味を持つ機会の向上を図ります。
- ・ 季節や年齢などに応じた図書、年齢発達に応じた図書コーナーを設け、また、支援センターだよりなどで本の紹介をし、読書に関心を引くような情報提供をしていきます。

ウ ボランティア交流の充実

- ・ 読み聞かせボランティアとの連携を図り、おはなし会を開催していきます。

(2) ひだまりの家における推進

【第1次計画での成果と課題】

ア 本に親しむ機会の提供

館内の図書コーナー「ゆめのくに」では親子のふれあいや子どもの情操感覚を養う目的から、人権図書・児童書を中心とした図書の収集と貸し出しを行い、おはなし会、読み聞かせの推進活動を行ってきました。

しかしながら、小学生になって利用が減る傾向があり、就学前から小学生、小学生から中学生へ移行する際に読書活動が途切れないように、幼いうちからの読書の習慣化に努める必要があります。

イ 情報の発信

毎月発行している「ひだまりの家だより」に図書に関する情報を掲載し、学区内は全戸配布、それ以外の図書貸出カード登録者には、郵送し情報提供しています。また、図書貸出カードの登録状況についても、子どもを中心に毎年100名以上新規登録がありますが、より一層の利用者の増加に向けた取り組みを継続的に行う必要があります。

ウ 利用しやすい環境、蔵書の充実

ひだまりの家は「福祉と人権のまちづくり」の発信拠点として設置し、人権図書・児童書を中心とした図書を収集し、毎年、蔵書の整備を行っており、利用しやすい環境を整えています。しかし、貸し出し冊数については、計画当初の平成20年度の冊数を上回ってはいるものの、最近は少し頭打ちの傾向があります。

【第2次計画での取組】

ア 本に親しむ機会の提供

- ・ 就学前・小学生に向けたおはなし会を開催し、絵本に親しむ機会を増やします。
- ・ 就学前の親子を対象とした事業において、読み聞かせに適した絵本や読み方を紹介し、読み聞かせを推進します。

イ 情報の発信

- ・ 新刊情報やオススメ人権図書、おはなし会の開催を「ひだまりの家だより」に掲載し絵本に親しむ機会を増やすとともに、新規登録者・リピーターの拡大を図ります。

ウ 利用しやすい環境、蔵書の充実

- ・ 館内に特集コーナーを設け、毎月図書の紹介を行います。
- ・ 学校区の学校園、児童館、図書館と連携し、「ゆめのくに」の利用を促進します。
- ・ 「ゆめのくに」の蔵書をさらに整備し、利用者の利便性を高めます。

(3) その他の地域における推進

【第1次計画での成果と課題】

ア 読み聞かせの啓発と情報提供

地域における子どもの読書活動を推進していくため、本に関する県よりの情報を関係する部署へ提供し、啓発を行う必要があります。

イ 読書活動ボランティア団体等へ活動の場の提供

近年では図書館のボランティアや児童館の子育てサークルによる読み聞かせ活動が活発になってきていますが、地域での活動は広がっていません。それらの活動団体の支援として、活動団体が地域で活動できる場を提供していく必要があります。

ます。

ウ 活動団体支援に対する助成紹介

生涯学習活動団体の市内施設を利用した子どもの読書活動団体に対し、活動助成の情報提供や子どもゆめ基金の助成制度を活用いただくなど活動支援をしてきました。

【第2次計画での取組】

ア 読み聞かせの啓発と情報提供

本の読み聞かせは子どもの情操を豊かにし、健康を増進していくものであり、家庭における読み聞かせの重要性を啓発するため、国や県等からの情報提供を行い関係機関へ周知を図ります。

イ 読書活動ボランティア団体等へ活動の場の提供

保護者や地域のボランティアによる読み聞かせなどの団体の活動が推進できるよう図書館等と連携を図り、地域での読書活動の場の提供を図ります。

ウ 活動団体支援に対する助成紹介

生涯学習活動団体の制度の周知を図ると共に、子どもの読書活動を行うグループが、一定の要件を満たせば助成が受けられることのできる「子どもゆめ基金」の周知を図ります。

5 市立図書館における推進

【第1次計画での成果と課題】

ア 蔵書の充実・利用しやすい環境の整備

蔵書の効率的な運用のため、蔵書が古くなった本館において、新刊だけでなく、定評のある基本書の買替えを重点においた図書の購入を行いました。平成25年3月には、故小林定市郎氏の遺族からの寄付による「小林児童文庫図書整備基金」の設立により本館に小林児童文庫を開設し、同時に、本館西館の両方で児童コーナー全体の配架を見直しました。今後は、本館と平行して、西館の蔵書の充実をどのように進めるかが課題です。

移動図書館事業については、車両の老朽化により平成20年度で運行を終了しました。

イ 司書の配置と専門性の向上

全司書職員で、子どもの読書相談に対応する体制を整えました。児童サービス

担当者は、専門研修への参加や、先進的サービスの情報収集、実施館への視察等を行い、専門的知識と技術の研鑽に努めました。

学校図書館（室）に対しては、要請に応じて運営のアドバイスや本の修理講習会などを行いました。

ウ 子どもと本の出会いの場の提供

ボランティアによるおはなし会を、本館では月に一度、西館では三ヶ月に一度行っています。また、職員による月一回の絵本の読み聞かせ「おはなしタイム」を、西館では継続し、中断していた本館でも再開しました。平成26年度には「子育て絵本講座」を開催し、家庭での読み聞かせの促進を図りました。

年に一度の、小学1年生対象の巡回おはなし会では、図書館のPRを行いました。平成26年度からは、小学3年生対象の来館事業として、図書館の役割を学習するプログラムを開設しました。

月例のテーマに添った本の展示、季節の展示は好評です。「子ども読書の日」には館内にPRのポスター掲示を行い、読書推進の啓発に努めました。

課題としては、おはなし会、おはなしタイム参加者の低年齢化の振興に伴うプログラム等の見直しが必要です。また、来館していない子どもに、本との出会いを提供する機会を作ることが課題です。

エ 児童書に関するレファレンス・読書相談の充実

子どもの読書相談およびレファレンス（※1）への対応により「調べものは図書館へ」と来館する子どもが増えています。子ども向け図書館日より「ぷかぷか」では、より多くの本の紹介や行事案内を行いました。

児童書に関心を持つ成人利用者への情報提供として「子どもの本を知る」コーナーの充実を図り、読み聞かせボランティア養成講座を開催しました。

今後の課題は、増加が見込まれる子どもの読書相談、レファレンスに対応する職員の技術向上、また、児童書に関心を持つ大人への情報提供とボランティア活動への導入作りなどが課題です。

※1 レファレンスとは、図書館で資料・情報を求める利用者に対し、図書館司書が検索の援助、資料の提供などを行うサービスをさします。

オ 障がいのある子どもや外国人児童生徒に対する図書館サービスの充実

点字絵本やさわる絵本等を購入または借用して、障がいのある子どもへの資料提供を行いました。聾話学校から図書館へ、年一度の訪問利用も定着しています。

外国語の絵本コーナーをわかりやすく整備し、利用の促進を図りました。

今後の課題は、より広く利用を呼びかけるため、設備・サービスともに、さらに利用しやすい体制作りが必要です。

カ 情報化の推進

館内の蔵書検索機で、子ども用操作画面への切り替えを可能にし、また、子ども優先機を設置しました。図書館ホームページには子ども向けの利用案内ページを設けました。

今後の課題は、現在利用していない子どもにも、ホームページ等を通じて図書館の魅力を知らせてもらえる情報発信が必要です。

キ 文庫・ボランティア団体における子どもの読書活動の推進

栗東市内の子ども文庫は7つから6つになりました。各文庫はほぼ毎週、地域に開放して子どもに本の貸出等を行い（一文庫のみ隔週）、夏休みや季節の行事児童館などへの出張おはなし会等、地域に密着した活動を行いました。

文庫の利用状況は、増減の傾向は一定でなく、子どもの生活スタイルの多様化もあり、原因を探ることは困難です。全体的な課題は、文庫活動の担い手の固定化、高齢化があります。

りっとう子ども文庫連絡会は「子どもゆめ基金」を利用して、毎年、児童文学作家の講演会を開催しました。2月に図書館で行う「文庫まつり」では、文庫案内の展示とおはなし会を行いました。図書館では、文庫活動を支援するため、貸与図書の新規購入を行いました。

【第2次計画での取組】

ア 蔵書の充実・利用しやすい環境の整備

- ・ 本館蔵書の更新継続と西館蔵書の充実のため、新規購入に加えて両館での蔵書の移管を行い、効率的な運営を図ります。
- ・ 書架案内サイン類を更新し、子どもが自分でも本を探しやすい環境づくりに努めます。

イ 司書の配置と専門性の向上

- ・ 館内での自主研修、外部研修への派遣などを行い、サービス向上のためのスキルアップを図ります。

ウ 子どもと本の出会いの場の提供

- ・ おはなし会、おはなしタイムの継続と、参加者の年齢に応じた内容の充実を図ります。
- ・ 家庭での読み聞かせを促進する講座を継続事業として実施します。
- ・ 読書離れが進む10代の子ども向けに、本を読むきっかけになるPR事業を行います。

- ・ 本のテーマ展示を継続して行います。

エ 児童書に関するレファレンス・読書相談の充実

- ・ 調べものに対応する資料を充実します。また、調査相談事例について、職員間での情報共有を進めるとともに、学校等とも連携し、子どもの学習意欲に応える体制作りに努めます。
- ・ 「ふかふか」の紙面充実を図り、子どもがより多くの本に出会うきっかけを作ります。

オ 障がいのある子どもや外国人児童生徒に対する図書館サービスの充実

- ・ 障がいのある子どもが利用できる資料の収集を継続します。
- ・ 「障害者情報ネットワークサービス」の導入を検討し、資料の提供に努めます。
- ・ 利用者の掘り起こしと情報発信のため、関係部署との連携を図ります。

カ 情報化の推進

- ・ ホームページに子ども向けの利用案内・行事案内の情報を充実させ、現在図書館を利用していない子どもへの情報発信に努めます。

キ 文庫・ボランティア団体における子どもの読書活動の推進

- ・ 文庫に貸与する図書を充実し、支援体制を継続します。
- ・ おはなしボランティアの養成講座により、新規ボランティアの増加と既存ボランティアの技術向上を支援します。また、ボランティア活動場所の情報を提供します。
- ・ 国の民間団体支援策である「子どもゆめ基金」の周知に努め、子どもの読書を推進する活動を支援します。

6 推進体制と進捗管理

関係機関がそれぞれの役割を積極的に果たすとともに、連携を深め、情報を共有し協力し合うため、子ども読書活動推進ネットワーク会議を開催し、この計画全体の実現に向けて進捗管理表に基づいた進捗管理を行います。

7 予算上の措置

栗東市は、財政状況に鑑みて適切な範囲内で、この計画の具現化に必要な予算措置を講じるよう努めます。

8 啓発、広報などの推進

子ども読書活動の推進に向け、関係機関の連携・協力を図り、市のホームページなどを通して、読書活動の啓発や情報の発信により子どもの読書活動を推進します。

第4章 指標の設定

この計画の具現化の状況を数値化して把握するため、次の指標を設定します。

番号	指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成31年度)
1	家庭での読み聞かせの時間(就学前)	10分未満54%	10分未満40%
2	1ヶ月に1冊も本を読まない 子どもの割合 小学生(4～6年生)	5.2%	2%
3	1ヶ月に1冊も本を読まない 子どもの割合 中学生	52.4%	20%
4	1ヶ月の平均読書冊数 小学生(4～6年生)	7.4冊	10冊
5	1ヶ月の平均読書冊数 中学生	1.9冊	4冊
6	市民一人当たりの児童書年間 貸出冊数(12歳以下)	20.4冊	21冊
7	市民の図書館貸出カード登録 率(15歳以下)	74.1%	75%

子どもの発達段階に応じた読書活動推進のための取組一覧

	乳幼児期		小学生期		中学生期	
	取組内容	主管	取組内容	主管	取組内容	主管
家庭における子どもの読書活動推進のための取組	絵本ガイドブックを配布する。	健康増進課	学校だよりなどで、家庭における読書習慣の形成を促す。	学校教育課、小学校	学校だよりなどで、家庭における読書習慣の形成を促す。	学校教育課、中学校
	乳幼児健診等の場を活用し、読み聞かせの必要性を保護者に啓発する。		学校図書館の蔵書を貸し出す。		学校図書館の蔵書を貸し出す。	
	リーフレットやお便り、懇談会などで、絵本を紹介する。	幼児課、幼児園、保育園、幼稚園	図書室・図書コーナーの蔵書を貸し出す。	児童館	図書室・図書コーナーの蔵書を貸し出す。	児童館
	保育参観や子育て講座の際に、家庭での読書の重要性を伝える。		おすすめ図書コーナーを設ける。		おすすめ図書コーナーを設ける。	
	子どもの発達に合った絵本の選び方を保護者に啓発する。	幼児課、幼児園、保育園、幼稚園	図書コーナーの蔵書を貸し出す。	ひだまりの家	図書コーナーの蔵書を貸し出す。	ひだまりの家
	来所した保護者に絵本を紹介する。		広報紙に新刊情報・オススメ図書・催しを掲載する。		広報紙に新刊情報・オススメ図書・催しを掲載する。	
	来所した保護者に絵本を楽しむことが大切であることを啓発する。	幼児課、地域子育て支援センター	児童書の紹介冊子を配布する。	生涯学習課	市立図書館の蔵書を貸し出す。	市立図書館
	広報誌に絵本を紹介する。		市立図書館の蔵書を貸し出す。		市立図書館の蔵書を貸し出す。	
	広報誌に読み聞かせの必要性を啓発する記事を書ける。		テーマ別の本の展示やブックリストの作成を行う。		ホームページに子ども向け案内ページを設ける。	
	子どもの発達に合った絵本の選び方を保護者に啓発する。		ホームページに子ども向け案内ページを設ける。		インターネット上の、蔵書等の情報提供システムを維持する。	
	図書室・図書コーナーの蔵書を貸し出す。	幼児課、幼児園、保育園、幼稚園、児童館	インターネット上の、蔵書やおはなし会等の情報提供システムを維持する。			
	おすすめ図書コーナーを設ける。					
	図書コーナーの蔵書を貸し出す。	ひだまりの家				
	広報紙に新刊情報・オススメ図書・催しを掲載する。					
	家庭における読み聞かせや読書の重要性を啓発する。	生涯学習課				
	市立図書館の蔵書を貸し出す。	市立図書館				
	テーマ別の本の展示やブックリストの作成を行う。					
	ホームページに子ども向け案内ページを設ける。					
	子育て世代対象に絵本講座を行う。					
	インターネット上の、蔵書やおはなし会等の情報提供システムを維持する。					

学校等における子どもの読書活動推進のための取組	絵本や紙芝居の読み聞かせを行う。	幼児課、幼稚園、保育園	調べ学習、読み聞かせ、ブックトーク、読書感想文コンクールを行う。	学校教育課、小学校	調べ学習、ブックトーク、読書感想文コンクールを行う。	学校教育課、中学校	
	1日1話活動などを保育計画に位置付ける。		「全校一斉の読書」の活動を行う。		「全校一斉の読書」の活動を行う。		
	蔵書（絵本）を充実させる。		子どもが読んでおもしろかった本を紹介する場を設ける。		子どもが読んでおもしろかった本を紹介する場を設ける。		
	保育士・教諭の指導力と専門的知識と技術の向上を図る。	各校での取組事例の紹介や交流を行う。	各校での取組事例の紹介や交流を行う。				
					学校図書館の蔵書を整備する。		学校図書館の蔵書を整備する。
					学校図書館の蔵書管理システムの導入に努める。		学校図書館の蔵書管理システムの導入に努める。
					「本の顔の見える」レイアウトやあらすじの紹介を行う。		「本の顔の見える」レイアウトやあらすじの紹介を行う。
					学級文庫の設置を進める。		学級文庫の設置を進める。
					各教科の年間指導計画に学校図書館の活用を位置づける。		各教科の年間指導計画に学校図書館の活用を位置づける。
					司書教諭に対する協力体制の確立や校務分掌上の配慮を行う。		司書教諭に対する協力体制の確立や校務分掌上の配慮を行う。
滋賀県に対し、司書教諭の配置を要望する。				滋賀県に対し、司書教諭の配置を要望する。			
読み聞かせやおはなし会、学校図書館運営のためのボランティアを募集する。				学校図書館運営のためのボランティアを募集する。			
			学校図書館への助言を行う。	市立図書館	学校図書館への助言を行う。	市立図書館	
地域における子どもの読書活動推進のための取組	絵本コーナーを充実させる。	健康増進課	読み聞かせを行う。	地域子育て支援センター	図書室・図書コーナーを充実させる。	児童館	
	読み聞かせを行う。	幼児課	図書室・図書コーナーを充実させる。	児童館	図書コーナーを充実させる。	ひだまりの家	
	図書室・図書コーナーを充実させる。	幼児課、児童館	読み聞かせを行う。		おはなし会を開催する。	蔵書を充実させる。	市立図書館
	読み聞かせを行う。		おはなし会を開催する。	図書コーナーを充実させる。	利用しやすい環境を整備する。		
	おはなし会を開催する。	ひだまりの家	おはなし会を開催する。	司書の専門性の向上を図る。	障がいのある子どもや外国人に対するサービスを充実させる。		
	図書コーナーを充実させる。		生涯学習課	生涯学習活動団体への活動の場の提供や「子どもゆめ基金」の制度の周知を図る。	文庫活動を支援する。		
	おはなし会を開催する。	生涯学習課	読み聞かせの啓発と情報提供を行う。	図書館内に利用者用検索端末を設ける。	読書相談や調べもののレファレンスに対応する。		
	事業において本の紹介及び読み聞かせを行う。		子ども一日図書館員などの事業を実施する。	読書に関する情報提供を行う	生涯学習課		
	生涯学習活動団体への活動の場の提供や「子どもゆめ基金」の制度の周知を図る。	市立図書館	おはなし会を開催する。	市立図書館			
	読み聞かせの啓発と情報提供を行う。		蔵書を充実させる。				
	おはなし会を開催する。		利用しやすい環境を整備する。				
	蔵書を充実させる。		司書の専門性の向上を図る。				
	利用しやすい環境を整備する。		障がいのある子どもや外国人児童生徒に対するサービスを充実させる。				
	司書の専門性の向上を図る。		文庫活動や読み聞かせボランティアを支援する。				
	障がいのある子どもや外国人児童生徒に対するサービスを充実させる。		図書館内に利用者用検索端末を設ける。				
文庫活動や読み聞かせボランティアを支援する。	読書相談や調べもののレファレンスに対応する。						
図書館内に利用者用検索端末を設ける。							
読書相談や調べもののレファレンスに対応する。							